最終更新日:2015年7月3日
カルビー株式会社
代表取締役社長兼COO 伊藤 秀二
問合せ先:03(5220)6233
証券コード:2229
http://www.calbee.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「自然の恵みを大切に活かし、おいしさと楽しさを創造して、人々の健やかなくらしに貢献します」という企業理念の下、顧客、取引先、従業員とその家族、コミュニティ、株主など、すべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化充実が重要であると認識しております。
この基本的な考え方に基づき、経営の透明性、効率性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実を図るべく、以下の通りコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
FRITO-LAY GLOBAL INVESTMENTS B.V.	26,800,000	20.06
一般社団法人幹の会	23,380,000	17.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,277,000	3.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,660,800	2.74
カルビー従業員持株会	2,846,380	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,958,896	1.47
鳥越製粉株式会社	1,936,000	1.45
JP MORGAN CHASE BANK	1,536,630	1.15
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,510,100	1.13
株式会社桐原容器工業所	1,400,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茂木 友三郎	他の会社の出身者											
川村 隆	他の会社の出身者											
高原 豪久	他の会社の出身者											
福島 敦子	その他											
アニンディタ・ムックージー	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂木 友三郎	○	当社の独立役員に指定しています。	キッコーマン株式会社取締役名誉会長を務めまた多岐にわたる会社の取締役、監査役を務めており、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験を当社経営全般に活かしていただくため。
川村 隆	○	当社の独立役員に指定しています。	株式会社日立製作所で代表執行役 執行役会長兼執行役社長を歴任し、経営者としての知識・経験を当社経営全般に活かしていただくため。
高原 豪久	○	当社の独立役員に指定しています。	ユニ・チャーム株式会社で代表取締役社長執行役員を務め、グローバル展開を牽引された知識・経験を当社経営全般に活かしていただくため。
福島 敦子	○	当社の独立役員に指定しています。	ジャーナリストとして長年の経験を有しており社会、経済、環境、消費者等、幅広い、かつ客観的な視点を当社経営全般に活かしていただくため。
アニンディタ・ムックージー		―――	長年ペプシコグループにおいてスナック事業に携わり、世界的な食品業界事情に精通しており、多国籍企業の経営者としての知識・経験を当社経営全般に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役が、監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。
常勤監査役が各事業所の内部監査時の報告会に立ち会い、情報共有を行っております。
監査役が立ち会うことができなかった事業所の内部監査内容については月に一度、内部監査室から実施状況表に基づき、報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 正	他の会社の出身者													
谷津 朋美	弁護士										○			
近藤 章	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 正	○	当社の独立役員に指定しています。	公認会計士として極めて高度な専門知識を有し、事業会社の取締役や監査役、および日本CFO協会の主任研究委員を務めるなど幅広い実務経験からその知識・経験を当社監査に活かしていただくため。
谷津 朋美	○	当社の独立役員に指定しています。	弁護士実務を通じて培われた豊富な経験や他社の社外監査役として選任された実績から、その知識・経験を当社監査に活かしていただくため。
近藤 章	○	当社の独立役員に指定しています。	多岐にわたる会社の取締役など要職を歴任され、その経歴を通じて培われた豊富な知識・経験を当社経営に活かしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

定額報酬とは別に連結業績を勘案して、賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

―

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書により連結報酬等の総額が1億円以上であるものに限定して開示しております。
代表取締役会長兼CEO 松本 晃 169百万円
代表取締役社長兼COO 伊藤 秀二 169百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての基本報酬、当該事業年度の業績に連動した役員賞与、在任期間中の業績に連動した役員退職慰労金、およびストックオプションの権利付与によって構成され、いずれも株主総会の承認を経て決定しております。
尚、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成27年3月期
取締役 2名 338百万円（社外取締役を除く。）
監査役 1名 32百万円（社外監査役を除く。）
社外役員 9名 133百万円

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の事務局である株式課が取締役会等重要な会議体の開催に先立ち、審議・説明資料を事前提示するとともに、必要に応じて議案についての事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会・役員体制）
当社の取締役会は原則として毎月1回定期開催し、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略の策定及び決定、業務執行の監督等を行っております。社外取締役はいずれも経営者としての豊富な経験や高い見識を持ち、独立した立場からの監督機能としての役割を果たしております。
さらに、平成26年6月25日開催の定時株主総会において、取締役の毎事業年度に関する責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しております。
また、業務執行は、執行役員23名（代表取締役2名を含む）を選任し権限委譲した組織運営を行い、迅速な意思決定と業務執行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。執行役員のうち、特に委嘱される業務が重要かつ広範にわたり、従業員身分を有しない執行役員を上級執行役員としております。
尚、当社はダイバーシティ推進を経営戦略の一つとして掲げ、多様な人材が活躍できる企業を目指しています。「女性の活躍なしにカルビーの成長はない」とうトップの強いメッセージのもと、その第一歩として「女性の活躍推進」に取り組んでおり、2020年女性管理職比率30%を目標にしています。
・取締役（7名） 男性5名、女性2名（2015年6月25日現在）
・執行役員（取締役を兼務していない者）（21名） 男性16名、女性5名（2015年6月25日現在）

（アドバイザリーボード）
原則として年4回、社外取締役4名を含む6名を定例メンバーとしてアドバイザリーボードを開催し、報酬及び指名について、検討と提言を行っております。

（監査役会・監査役）
会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。当社の監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成し、透明性を確保するとともに、当社の経営に対する監視、監査機能を果たしております。

（経営委員会）
原則として毎月1回以上、上級執行役員8名(代表取締役2名を含む)、主要子会社社長2名及び経営企画・IR本部長の計11名を定例メンバーとして経営委員会を開催し、業務執行の状況と課題の検証、重要案件の事前討議等を行っております。

（業務執行・監視及び内部統制の仕組み）
株主総会を最高の意思決定機関とし、執行役員による業務執行、執行状況を監督する取締役会、取締役会の職務執行を監視・監査する監査役会を基本に、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

（内部監査及び監査役監査）
監査役の監査については、監査役自身が積極的に取締役会や各種経営会議に参加し、取締役及び執行役員の業務執行に問題がないかを監査・監督するように努めております。また、グループ会社への監査も、各社の監査役並びに当社の内部監査室とも連携しつつ計画的に実施しております。
監査役会の構成につきましては、監査役が4名、うち3名は社外監査役（うち社外監査役2名は公認会計士であり、豊富な経験と専門知識から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております）であります。また、当社が監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。
内部監査については、内部監査機関として、5名の専従スタッフからなる内部監査室を設置し、年間の業務監査計画に基づいて、当社及びグループ各社に対してきめ細かく監査を実施する体制を取っております。また、内部監査の結果について会計監査人と定期的に意見交換を行っております。

（会計監査）
(a) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数
所属する監査法人名

新日本有限責任監査法人
公認会計士の氏名等
指定有限責任社員 業務執行社員 木村 修、指定有限責任社員 業務執行社員 清本 雅哉
（注）1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
（注）2 第1四半期の四半期レビューは、木村修氏が業務を執行しております。

(b) 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 18名
その他 21名
（注）その他は公認会計士試験合格者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立性の高い社外取締役5名と社内取締役2名の計7名で構成される取締役会と、監査役・監査役会による経営の監督・監視機能を有するコーポレートガバナンス体制が適切であると考えております。加えて、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化、経営監視機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令より5営業日早く発送しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	HP上で公開しております。（2011年3月より）	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会（第1四半期、第3四半期は電話会議）を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイト（個人投資家向けサイトを含む）を開設し、IR資料を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR本部を設置し、適時開示を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	カルビーグループビジョンにおいて「顧客・取引先から、次に従業員とその家族から、そしてコミュニティから、最後に株主から尊敬され、賞賛され、そして愛される会社になる」ことを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、環境対策部が中心となって地域との共生やCO2削減、省エネルギー活動を推進しております。また、社会貢献活動は社会貢献委員会が中心となって、地域社会活動や被災者への救援活動に積極的に取り組んでおります。 活動の内容は、「社会・環境報告書」に記載し、ステークホルダーに対して定期的に報告を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR情報開示方針を定め、適時適切な情報開示を行っております。
	ダイバーシティの推進 「女性の活躍なしにカルビーの成長はない」という確固たる信念のもと、性別のみならず国籍、年齢、障がいの有無などの垣根を越えた多様性のある企業を目指しており、これが会社が成長するための原動力につながるものと考えております。 2015年3月には、昨年に引き続き、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「なでしこ銘柄2015」に女性活躍推進企業として選定され、経済産業省がダイバーシティ経営によって

その他	企業価値向上を果たした企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」とのダブル受賞となりました。現在最も力を入れている女性の活躍に関しては、女性管理職の比率が4年前と比べて3倍以上になりました。 また、取締役に2名（2015年6月25日現在）、執行役員に5名（2015年4月1日現在）の女性を登用したほか、昨年には初の女性工場長が誕生しております。 目下の目標は、2020年女性管理職比率30%としております。最終的には管理職と全従業員のそれぞれの男女比率が同じになることを目標としています。 ・日本国内のカルビー単体の女性社員比率：36.1%（2015年4月1日現在） ・日本国内のカルビー単体の女性管理職比率：19.8%（2015年4月1日現在） ※女性管理職比率は、課長・部長・本部長執行役員の管理職全体に占める女性比率

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（内部統制システムに関する基本的な考え方）
内部統制は、基本的に、企業の4つの目的（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであると認識しております。

（内部統制システムの整備状況）
金融商品取引法の施行に伴う「財務報告に係る内部統制報告書」に対応するため、「内部統制委員会」を設置し、内部統制の構築、評価を進めております。また、当社は会社法に基づく「内部統制システムの基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は以下の通りとなっております。
(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
・取締役及び使用人が高い倫理観をもって事業活動に取り組むための規準として「カルビーグループ行動規範」を制定し、COOを議長とするコンプライアンス・リスク対策会議がコンプライアンスの推進およびリスクの最小化を実施する。
外部有識者を入れたコンプライアンス・リスク諮問委員会を設置し、独立性かつ透明性の高い企業統治体制を目指す。コンプライアンス・リスク諮問委員会は、COO及びコンプライアンス・リスク対策会議に対して必要に応じて提言を行う。
・コンプライアンス・リスク対策会議が決定した方針、施策を、当社各本部及び子会社に配置した倫理・リスク管理推進委員会が実行に移す。
・倫理・リスク管理部はコンプライアンスおよびリスク管理推進に関する基本となるコンプライアンス・リスク管理規程等コンプライアンス・リスク管理に係る規程を整備し、従業員教育、モニタリング等を行い、コンプライアンス及びリスク管理体制の維持に努める。
・法令違反その他のコンプライアンスに関する当社及び子会社内の通報制度を活用し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係遮断の取組みを推進する。

(b) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・取締役の職務執行に係る情報(議事録、決裁記録、会計帳簿、その他の情報)は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理を行う。
・取締役、監査役及びそれらに指名された使用人はいつでも上記の情報を閲覧できるものとする。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
・経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルかつ適切に認識、評価し損失の最小化を図るためコンプライアンス・リスク対策会議を設置し、当社及び子会社のリスクの分析やその対応策を検討するとともに、必要に応じて報告を取締役会に行う。
・当社及び子会社に関するリスク管理についての基本方針を危機管理規程において定め、緊急事態の発生時にはこれに従って適切かつ迅速に対処する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・執行役員制導入により、取締役会による意思決定および監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離する。
・経営委員会を設置し、重要案件につき執行役員および関連部門責任者が事前に審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
・予算管理制度を整備し、月次で業務遂行の進捗管理を行い、課題の抽出及び対策の実行につなげる。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「カルビーグループ行動規範」に基づきコンプライアンス・リスク対策会議が当社及び子会社のコンプライアンス・リスク管理の活動を推進する。
・関係会社管理規程を制定し、グループ会社からの重要な情報が伝達される体制を確保する。
・内部監査部門により、グループ全体の事業活動に対するモニタリングを実施する。
・当社及び子会社に対し、それぞれの社内規程に定められた内部統制手続に則り、業務の適正な執行を行うよう指導する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に
関する事項
・監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と具体的な人選を協議し、配置する。
・監査役を補助すべき使用人の任命、評価、異動および懲戒は監査役の意見を徴してこれを尊重する。
・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(g) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社及び子会社の取締役および使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について監査役に報告する。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項及び内部統制に関する事項が含まれる。
・当社及び子会社の取締役、使用人並びに子会社の監査役が、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し、又はその報告を受けた場合には、直ちに監査役へ報告する。

・取締役は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った者に対し、不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
・監査役は、代表取締役との定期的な意見交換をはじめとして、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。
・監査役は、取締役会だけではなく、経営委員会その他の重要な会議に参加することができる。

(h) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
・監査役は、会計監査人から定期的に報告を受ける。
・取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役、監査役または内部監査部門との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
・取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう環境を整備する。
・監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」「カルビーグループ行動規範」ならびに「危機管理規程」に基づき、反社会的勢力や団体に対し、一切の関係を遮断することを役員・従業員に徹底しております。また、新規取引先との契約締結にあたってはこの旨を明記し、既取引先についても覚書の締結を実施しております。あわせて各事業所には不当要求防止責任者を選任し、速やかに警察や顧問弁護士、関係行政等と連携を取る体制を強固にしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、下記の通りであります。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢
当社は、株主、投資家の皆様から正しく理解され、評価され、信頼される企業となるため、東京証券取引所の適時開示規則、社内規程（インサイダー取引防止規程等）に従い、公平かつタイムリーな情報開示を積極的に行う方針です。

2. 適時開示に係る社内体制
当社は広報部を責任部署として以下の体制により情報開示を行っております。
(a)発生事実に関する情報
未公表の重要事実（またはその可能性のある事実を含む）を知った全てのカルビーグループ役職員は、情報管理担当者に報告します。情報管理担当者から報告を受けた情報管理責任者は、情報管理担当者及び広報部長と、開示内容、公表時期を決定します。広報部は、直ちに資料を作成し、情報取扱責任者の承認を経て開示を行います。重要事実のうち、法律に定めのあるもの、その他重要なもので取締役会の決議が必要なものについては取締役会決議を経て開示を行います。

(b)決定事実に関する手続き
広報部はあらかじめ取締役会の付議事項を入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認します。該当事実があれば、会議終了後、直ちに資料を作成し、速やかに開示します。

(c)決算に関する手続き
連結経理課が中心となり、決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、取締役会の承認を得た後、開示を行います。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
内部統制セルフアセスメントや内部監査を定期的に実施することにより、情報開示内容の適正性の確保に努めています。

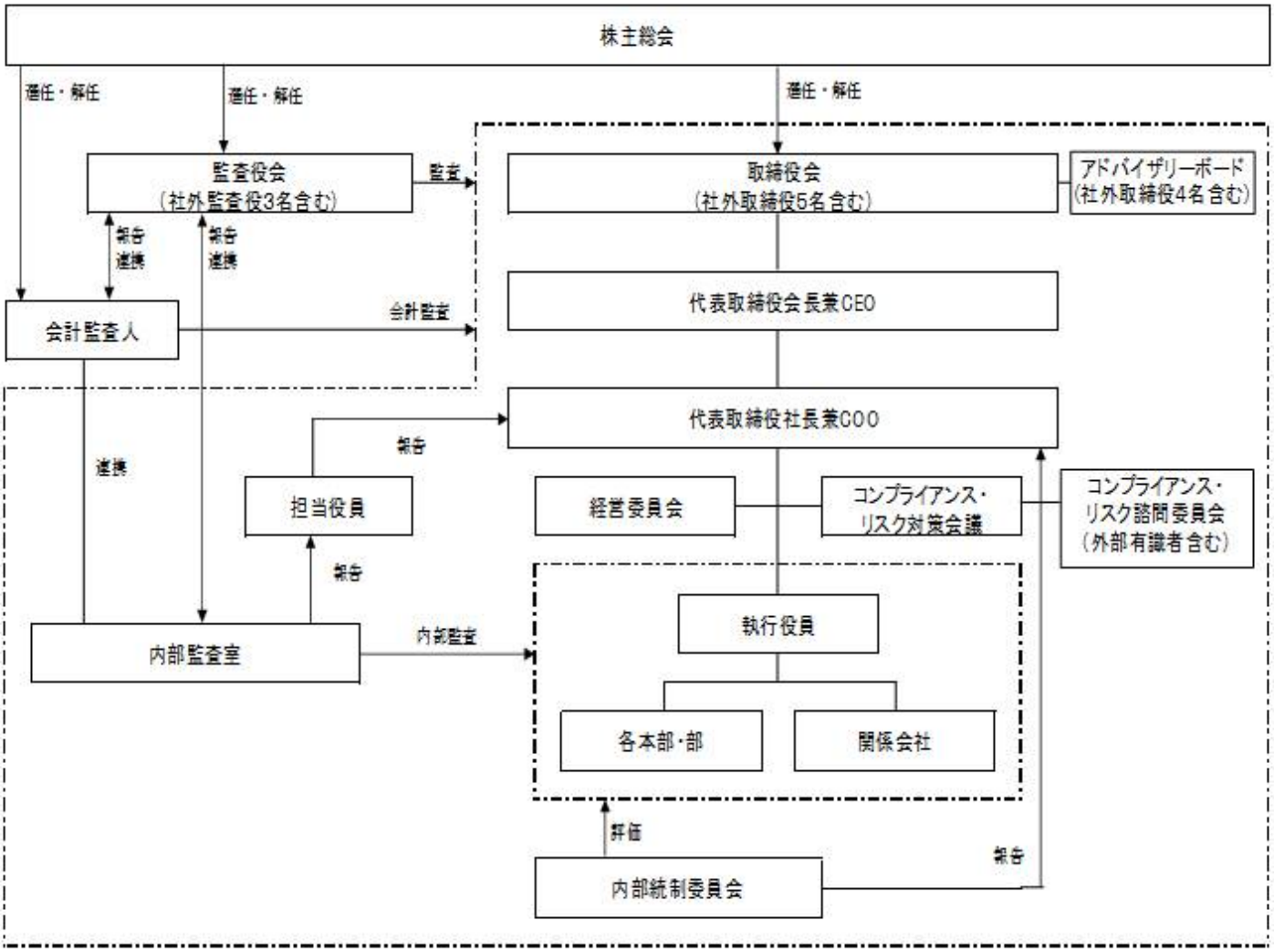

https://www.online4.tdnet.info/.../jsp/tdzz.download?uji.verb=download&uji.id=fw_discloserData&time=1435905093531[2015/07/03 15:34:15]